議 事 概 要

1 委員会の配席について

〔資料1「府民文化常任委員会 配席図(案)」参照〕

・資料1のとおり指定。

2 説明員の出席の取扱いについて

- ・委員会については、申合せ事項のとおり、絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えない。
- ・府民文化部からの申し出のとおり、所管事業が府民文化と教育の二つの常任委員会にまたがっていることを踏まえ、公立大学監、府民文化部次長及び府民文化総務課の大学担当は本委員会への出席は原則行わないことで、各会派了承。
- ・IR推進局は、今期においても、本委員会の日程が大阪市会の本会議と重なった場合、IR推進局長は市会の本会議へ出席し、本委員会へは理事以下の大阪府職員が出席すること、市会の委員会と日程が重なった場合、IR推進局長以下の大阪府職員が本委員会に出席することが確認されている。
- ・委員協議会は説明聴取を主体とした会議であるため、これに応じた説明員が出席。

3 委員会における撮影等について

・撮影等許可願の提出があった府政記者会、政党機関紙及び各会派議員団に対して、許可がされていることを報告。

4 委員会運営に関する申合せ事項及び欠席届等について

・申合せ事項及び欠席届については「府議会情報共有サイト」の「常任委員会資料」ページに、 オンライン委員会開会請求書等については「オンライン委員会関係」ページに、それぞれ掲載。

5 本日の委員協議会について

〔資料2「府民文化常任委員協議会次第」参照〕

- ・このあと午前 11 時から委員協議会を開会し、所管事務事業の概要について理事者から説明を 聴取。
- ・説明資料は、「府議会情報共有サイト」から携帯情報端末等にダウンロードのうえ、持参する よう依頼。
- ・本日の委員協議会は、委員会構成後初めての会議であるが、幹部職員の紹介は名簿を「府議会 情報共有サイト」に掲載することをもって省略。